

原子爆弾被爆者一世の 健康診断が実施されます

対象者 両親のいずれかが原子爆弾被爆者である方

・広島被爆にあつては、昭和21年6月1日以後に生まれた方

・長崎被爆にあつては、昭和21年6月4日以後に生まれた方

申込方法 役場・公民館などに用意してある専用はがきに必要事項を記入し、県庁原爆被爆者援護室へ申し込んでください。

申込期間

平成14年7月1日(月)～

平成15年1月17日(金)

(※今年度からさらに期間が拡大されました)

実施期間

平成14年7月10日(水)～

平成15年2月28日(金)

(※精密検査については、平成15年3月10日(月)まで)

検査費用 無料

※詳しくは、役場・公民館などにあるリーフレットをご覧ください。

問合せ先 県庁原爆被爆者
援護室 (TEL 228-2111)
(福祉課)

平成14年度 介護保険料のお知らせ

65歳以上の方の介護保険料は、その年の住民税課税状況と、前年中の所得を基に、保険料の段階を決定します。段階は次のとおりです。

階層区分	保険料	
	月額	年額
第1階層	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金の受給者で住民税世帯非課税	1,600円 19,200円
第2階層	・世帯全員が住民税非課税	2,400円 28,800円
第3階層	・本人が住民税非課税（基準額）	3,200円 38,400円
第4階層	・本人が住民税課税で合計所得金額が250万円未満	4,000円 48,000円
第5階層	・本人が住民税課税で合計所得金額が250万円以上	4,800円 57,600円

介護保険料の納入方法は、
普通徴収（納付書で金融機関
から納入）と、特別徴収（年
金から天引き）があります。

現在、年金を受給されてお
られる方でも、次の方につい
ては、普通徴収となります。

①今年の3月以降に65歳に到
達された方

②障害者年金または、遺族年
金を受給されている方

③年金の額が年額18万円以下
の方

また、特別徴収の方も、現
況届の提出忘れ等により、年
金の支給が一時停止した場合
には、翌年度の10月までは普
通徴収となりますのでご注意
ください。

普通徴収の納期は4、7、
9、11、12、2月の6期です
(12月は25日、その他の月は
末日です)。

なお、普通徴収の方の納付
書は、今月中旬の送付を予定
しています。

平成14年7月10日(水)～
平成15年2月28日(金)
(※精密検査については、平
成15年3月10日(月)まで)

困ったことがありますたら、
すぐに相談してください。直
接来られない方は、訪問を行
います。

問合せ先
健康課在宅介護支援センター
TEL 855-0070

介護についての相談窓口が増えました

高齢者介護の相談は、今ま
で「在宅介護支援センターせ
いわ園」が行つていましたが、
より充実した高齢者等の相談
を行うため、介護老人保健施
設ゆうあいホーム内に「在宅
介護支援センターゆうあい」
を設置しました。

また、総合的な相談や調整
を行うため、基幹型在宅介護
支援センターを中央地域健康
センター内に設置しました。
これにより、中央地域健康
センターは、乳幼児からお年
寄り（障害者を含む）までの
総合相談を行う機関となりま
す。

	業務内容	担当地区	電話番号 ファックス番号
在宅介護支援センター「せいわ園」	高齢者の総合相談	新宮、初神、城之堀、 中溝、萩原	TEL 854-2086 FAX 855-0841
在宅介護支援センター「ゆうあい」	高齢者の総合相談	呉地、出来庭、川角、 平谷、貴船、石神、神田、 柿迫、東山	TEL 820-5131 FAX 820-5133
熊野町在宅介護支援センター	在宅介護の総合調整 障害者等の相談	全地域	TEL 855-0070 FAX 855-1756